主

原判決を破棄する。 被告人Aを罰金五万円に、 被告人Bを罰金四万円に、 被告人Cを罰金四万円に、 被告人Eを罰金二万円に、 被告人Eを罰金二万円に 被告人ぞれ処する。

右罰金を完納することができないときは、金千円を一日に換算した期間 当該被告人を労役場に留置する。

原審における訴訟費用中、証人Fに支給した分は被告人Dの単独負担、 証人G、同H、同I、同J、証人兼鑑定人Kに各支給した分は被告人Eの単独負担、その余は被告人ら全員の連帯負担とする。

理 由

(控訴趣意)

本件控訴趣意は、弁護人小池通雄、塙悟、松本善明、寺村恒郎、坂本福子、荒川 晶彦、石野隆春、市来八郎、柴田五郎連名の控訴趣意書ならびに検察官提出の控訴 趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

同控訴趣意第二の一について、

所論は、原判決が被告人らの原判示行為を労働組合法一条二項但書にいわゆる暴力の行使に該当すると判示した点について、同条項にいら「暴力」の意義を解釈するについての基準を論じ、判例を引用するなどしたうえ、原判決は「会社側による車両の社外搬出はいうべくして行われがたい情勢でありまた現に当時その危険が目しようの間に迫つていたものとは到底認められない」として本件争議行為を違法としているが、自動車運転労働者の組織率がどのような程度か、従来被告人らの勤務していた会社がどのような組合政策をとつてきたか、あるいは本件直前の労使関係いかん等の事情を全く無視して、被告人らの行為を暴力の行使に該当すると判示したのは、前記法条についての解釈適用を誤つたものであると主張するものである。

〈要旨第一〉しかし、いやしくもタクシー業を営む会社の労働争議に際し、組合員が、会社の業務遂行上その中枢をなす〈/要旨第一〉物件である会社所有の自動車計八台に対し、原判示のように、社長から制止されたにかかわらずこれを無視し、多数共同してクリップ廻しあるいはオイルジャッキ等を使用して各車両の左右ないし前後の車輪を撤去しもつてその使用を一時不能にしていわゆる器物毀棄罪に該当するであるでするがごときは、労働組合法一条二項但書にいう暴力の行使と目するであって、所論のいう労働事件の特殊性を考慮にいれても、又被告人らの正さの動機、目的など諸般の事情がどのようてもあれ、その手段からみてとうている当な争議行為とは解することができない。この見解は所論引用の判例の趣旨と抵触するものとも考えられば、記述は表して、

所論は要するに、本件起訴状記載の公訴事実一について無罪を言渡した原判決は、事実を誤認し、かつ法令の解釈適用を誤つたもので、その判断は失当であり破棄を免れない、というのである。

以下項を分けてその詳述するところにしたがい、当裁判所の判断を述べることとする。

 告人ら組合側が車検とキィの回収を開始した」との検察官の主張を排斥し、右開始日時を一月三日未明と認定しているのは誤りであると主張し、この点はNの原審証言により明らかであり、同証言は他の証拠により認められる諸事実と対比し決して不自然なものとはいいがたいのに、原判決が「Nの証言をもつてしても他の関係証拠と対比して未だこれを確認することができない」としたのは、なぜであるか判文上明らかでない、としている。)。

しかしながら、右のように、本件起訴状の公訴事実一のうちに記載されている起訴状別紙一覧表その一及びその二(原判決別紙一覧表と内容は同じ)所掲の計三五通の車検と計二九個のキィに対する当初の抑留行為について、威力業務妨害罪が成 立するかどうかの争に関する判断はしばらく別とし、右起訴状の記載を検討してみ ると、右車検とキィに対する当初の抑留行為自体をも含めて「威力を用いて同会社 の業務を妨害した」ものとして訴追した趣旨であるかどうか、記載の表現上疑がな いとは必ずしもいえず、この点に関し、原審第一回公判期日において裁判長の質問 に対し検察官がした釈明によれば(記録第一冊八〇頁以下参照)、本件訴因第一の 威力業務妨害罪を構成する事実は、起訴状の公訴事実一に記載されている「起訴状 別紙一覧表その一の計三二通の車検と計二六個のキィの返還拒絶」ないし「同別紙 -覧表その二の計三通の車検と計三個のキィの奪取」によつて行われた計三五通の 車検と計二九個のキイの抑留継続行為であつて、起訴状に見られるこれらの車検及 びキイに対する当初の抑留関係の記載は、単に右返還拒絶ないし奪取にいたる経過 的事情を叙述した趣旨に過ぎないと解せられるから、その性格が争になつている前 述の車検とキイの当初の抑留行為は、本件の訴因の内容をなすものではないといわ なければならない(記録によれば、原審における検察官の論告もこの趣旨にそうものであることが明らかである。すなわち、原審検察官は、当初の車検とキイの抑留 については、それが威力業務妨害罪における「威力を用いて」という要件を欠いて いるという見地に立つて、これを訴因に含めなかつた趣意がうかがわれるのであ 〔検察官が控訴趣意において、「原判決は、車検とキイに対する抑留、保管の 開始をもつて本件威力業務妨害罪の実行の着手といえないことは検察官自身もこれ を認めている旨を判示したが、かかる事実はまつたく存在しない。原判決は何を目してかく判示したか理解に苦しまざるを得ない。」と述べているのは、全く不可解である。〕そして原判決もまた前述の車検とキイの返還拒絶及び奪取の点のみが訴 因第一の内容をなすものであるとの前提に立つていることは、この点に関する裁判 長の質問に対する原審検察官の釈明のほか、原判決が、その無罪理由の説示におい て、1本件争議にいたるまでの経緯2車検とキィの保管について3一月三一日にお ける会社事務所内の状況の各項目に次いで、「4威力業務妨害罪の成否について」 と題しその中で「イ車検とキィの返還拒絶について」及び「ロ車検とキィの奪取に ついて」の二点のみを掲げて犯罪の成否を論じている等の判文の体裁からしても、 これを推測するにかたくない。もつとも原判決は、右「イ車検とキィの返還拒絶について」の項目の中で、所論のように「当初右被告人ら組合員が本件車検とキィを 抑留保管するにあたり、別段威力を行使したことを認めるに足る証拠もないから、 これにより会社の業務が妨害されたとしても、もとより威力業務妨害罪の成立を認める余地はない。」として、当初の車検とキイの抑留関係についても犯罪の成否を論じているように見えるけれども、それは判文の体裁からもうかがわれるように、 「車検とキィの返還拒絶について」威力業務妨害罪の成否を論ずる過程において、 単に事情として、当初の車検とキィの抑留による法律関係を解明したにとどまると解するのが相当である。)。したがつて、前述の車検とキィに対する当初の抑留行為が本件の訴因に含まれていることを当然とする立場から原判決を論難する所論 は、その前提において失当であり、論旨は理由がない。

二、「車検とキィの返還拒絶について」、原判決が「ひつきよう被告人Aら組合三役のほか前記組合員に向つてくりかえし車検とキイをいつたん会社に返還告要求していたO社長に対し、は出庫を認めないといつて強くその返還を要求していたに対し、は当時を出せ」などと喧騒し同社長に威圧を加え右車検とキィの返還要求に応じて日報を出せ」などと喧騒し同社長に威圧を加え右車検とキィの返還要求に応じていたものと記めることができる。」と判示していることは所論のとおりてあって、被告人ら全員がLら多数の組合員と共謀のうえ、から社長ので加留保管していた起訴状別紙一覧表その一記載の車検とキイについての社長の返還要求を拒絶しそのままこれが抑留を継続した事実を原判決が認定したると表現のである(当審としても、原判決の挙示する証拠によっての説明も相当と表えるし、被告人らのアリバイの主張に対する原判決の判断についての説明も相当と

してこれを援用する。)。ところで原判決は、右事実について威力業務妨害罪の成立を否定し、縷々その理由を述べているけれども、その説明はやや晦渋で明確を欠 く嫌いがないではないが、その趣意は、「威力業務妨害罪は威力を手段として新た に業務妨害の危険を生ぜしめるか、もしくは既存の妨害の除去を阻止することを要 する。本件においては、かねての組合側による車検とキイの抑留保管によつてすで に会社の自動車運行の業務は完全に阻止されていたことになるから、その後の車検 とキイの返還拒絶の行為によつて新たに別個の業務妨害の結果が生じたものではな いが、被告人ら組合側が〇社長の要請を拒否して車検等を返還しなかつたことによ つて既存の妨害の除去を阻止したことは認められる。しかし、それは威力によつて なされたものではない(被告人ら多数組合員の前記言動がいわゆる「威力」に該当 するものであり、O社長の返還要求の意思の発動がこれによつて抑圧されたことは 証拠上これを認めなければならないが、そのいわゆる「威力」は車検等の返還拒否 のためというよりも、むしろ会社側から運転日報を出させるために用いられ〈要旨第 二>たというべき状況であつた。)というにあるようである。しかし、およそタクシ 一業を営む会社の労働争議に際</要旨第二>し、組合という組織の団結力を利用して 会社の業務の根幹たる自動車の運行に必要不可欠な会社の所有に属する車検とキイ をこれに対する会社の支配を排してほしいままに組合側で抑留保管したときは、 れによつて当然会社側の業務遂行の意思を制圧して自動車の運行を不能に陥らしめ ることは明らかであるから、原判決認定の前示事実によれば、この場合車検とキィ の返還拒絶による抑留継続の行為自体が刑法二三四条にいわゆる威力を用いて会社 の業務を妨害したものと解すべく、原判決は、いわゆる「威力」に該当する行為と して、右車検とキィの抑留継続行為自体のほか、さらにたとえば多衆による不穏な 言動のような別個の威圧的行為を必要とするものと解しているやにうかがわれる が、その法律解釈は誤つているといわなければならない。所論は、原判決には会社 の操業再開の可能性等について事実の誤認があつたとするものであるが、結果とし て威力業務妨害罪の成立を主張する点において、結局理由がある。

「車検とキィの奪取について」、原判決は、証拠にもとづき、被告人らが 他の組合多数と共謀のうえ、前述のように会社の〇社長に対し車検とキィの返還要求を拒絶した際これに引き続き、起訴状記載のとおり、起訴状別表一覧表その二記 載の車検とキィを会社事務所内カウンター上の車検等保管箱から奪取し、これを阻 正しようとした〇社長に対し実力をもつてこれを遮り、結局右車検とキィを組合側 の手中に確保しこれを抑留するにいたつた事実を認定し(この事実認定は原判決挙 示の証拠に照らして正当であることを当審も認める。)、 この場合被告人らが威力 を用いたことは明らかであるとし、かつ会社側としてはこれらの車検とキィを奪わ れることによつて当該自動車を運行の用に供することができなくなつたことを肯認 するのであるが、他方、「本件会社の業務は被告人ら組合側の争議行為により昭和三九年一月三一日早朝から全面的に停止状態に陥り、そのうえその後ストライキ解除の際における車検とキィの返還問題をめぐつて会社側と組合側との間に紛争状態 が続いていたため、会社側としてはその保有車両数三七台のうち当時すでにその大 半に及ぶ三三台の車両についてその運行を停止させるにいたつた。 ではタクシー会社としての本件会社の業務は全体としての機能を喪失したものといわなければならない。なるほど当時なお会社側にプロパン車一台と本件三台のガソ リン車の車検とキィが保有されていたことは間違いない。もし他の車両が平常どお り就役しているならば、これだけの台数の車両といえども会社の業務運営上現実的 に有意義であることはいうまでもない。しかしながら、右のとおり会社保有車両の 大半がその運行を停止している本件の場合に、あえてこれだけの車両を出庫させて みても、会社全体の業務運営上の建前からみれば、ほとんど無意味に近いものと思 われるし、現に証拠上も当時会社側がこれだけの保有車両を出庫させてでも営業を 続行しようとする意図があつたとは認められず、また当時このようなことが客観的に可能である状況であつたともみられないのである。もとより四台の車両といえども会社にとつては貴重な営業財産であつて、これを軽視することは許ざれない。た だ本件の場合には、前示のとおり他の保有車両全部の運行が阻害されているため、 ひいて会社側がその車検とキイを保有している右四台の車両についてもその運行が 事実上不可能な状態になつていたものと考えざるをえないのである。

すなわち、自動車を営業のため運行の用に供するという意味における会社の業務は、右四台の分をも含めてすでに全面的に阻害されていたものといわなければならない。そうだとすれば、被告人らが右四台のうちのさらに三台のガソリン車の車検とキイを奪取したことによつて、新に会社の業務を妨害したとはいえないであろう

し、また、証拠によつて認められる当時の状況からすれば、これによつて既存の業務遂行上の障害を格別増強したとも解することはできない。もつとも検察官は、ここにいう業務というのは、本来の「運輸大臣の免許に基く一般旅客自動車運送事業」のみではなく、広くその準備行為である、たとえば洗車、修理、整備等もその業務であると主張する。この意見は当裁判所の見解と全く同一である(当裁判所が被告人らの車両の移動ならびに車輪取り外し行為を威力業務妨害罪としても有罪と認定したのは、この見解をとりいれたものである。)。

しかしながら、この種のいわゆる準備行為に属する業務について会社側において スペアキーを保有していることが証拠上明らかであつてこれを使用することによつ て何らの支障なくこれらの業務を遂行することができるわけであるから、 らしても被告人らの行為によつて会社の業務が妨害されたものということはできな い。」という理由により、前記車検とキイを奪取した被告人らの行為も、また威力 業務妨害罪の構成要件に該当するものとは考えられないとした。これに対し、所論 は、「本件会社がタクシー事業を業務内容とするものであること原判決認定のとお りであつて、タクシー事業は一人一車の事業上外個別生産労働ともいらべき特質を もつており、自動車一台でも操業ができるのである。しかして、本件の場合、会社 はM労所属の運転車をして会社内もしくはM労の事務所に待機させ、被告人ら組合 側の妨害がなく車両の使用が可能な状態となりさえすればいつでも直ちに操業し得 る状態にあつたものであつて、この事実及び社長が被告人ら組合側に対し、車検と キイの返還を執拗に要求している事実からみれば、明らかに会社が業務を継統して 遂行する意図を有し、かつその可能性があつたものと認めなければならないもので ある。なお、会社側が前述のように約十名のM労所属運転者を待機させており、しかも会社においてはプロパン車二台分及び本件によつて奪取されたガソリン車三台 分計五台分の車検とキイを確保していた(判決が右のように四台分と認定している のは明白な計数上の誤りと認める。)にもかかわらず、現実に一台も運行していな い事実があるが、これは会社側においてストライキ中の被告人ら組合側よりうける 出庫阻止等無用の混乱をできるだけ防止しようとの意図及び前述のような車検等の 返還要求拒絶の混乱等から操業の機会をうかがつていたに過ぎず、これをもつて会 社側に操業再開の意図ないしは可能性がなかつたものと認定すべきものではない。 特に、威力業務妨害罪にいわゆる業務とは、具体的個々の現実に執行している業務のみにとどまらず、広く被害者の当該業務における地位にかんがみその任として遂行すべき業務をも指称するのである(昭和二八年一月三〇日最高裁判決参照)か ら、すでに被告人ら組合側によつて抑留保管ないしは返還拒絶ざれた車検等に該当 する車両の操業が妨害されたとはいえ、これとは別にいつでも直ちに操業し得る状 態にあつた本件ガソリン車三台の車検とキイが奪取されたことは、それにより当該 ガソリン車三台についての業務妨害の危険が新たに現実に発生したものであるとと もに、自動車運行業務にともなう車検等の保管管理業務が現実に侵害されていることは明らかであつて、この事実は明らかに刑法二三四条所定の構成要件を充足する

〈要旨第二第三〉以上要するに、被告人らの車検とキイの返還拒絶い奪取行為は、会社の業務の根幹たる自動車の運行に〈/要旨第二第三〉必要不可欠なものを抑留することによつて自動車そのものをほしいままに管理支配すると同一の評価を受くべき

もので、このように労働者が使用者の生産手段の中枢をなすものを使用者の支配を排して自己の管理下に置き操業不能に陥らしめるような争議手段は、争議行為の本質に反し、その正当性の限度を逸脱した不法なものと認むべきはもちろんであるから、ここに威力業務妨害罪が成立すると解するのが相当である。しかるに公訴かかる右車検とキイの抑留保管の事実を認めながら、これが罪とならないとした原判決は、刑法二三四条に関する法令の解釈適用を誤つたもので、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、破棄を免れない。

とが明らかであるから、破棄を免れない。 よつて刑事訴訟法三九七条により原判決を破棄し(原判決中有罪の部分について 事実誤認を主張する弁護人の控訴趣意の理由のないことはすでに述べたとおりであ るが、右事実と当審であらたに有罪と認定した事実とは包括一罪として処断すべき 関係にあると認められるのて、原判決の全部を破棄する。)、同法四〇〇条但書を 適用して次のとおり自判する(原判決の一部無罪に対して有罪を認定したが、右は 事実の変更をともなわず、原判決が法令の解釈適用を誤つたことを理由にするもの であるから、とくに、控訴審において事実調べを用いなかつた。)。

〔当裁判所の判決〕

(罪となるべき事実)

原判決が有罪と認定した部分については原判決の判示を引用し、それに、次の事実を追加する。

(右追加事実に対する証拠の標目) (省略)

(法律の適用)

(裁判長判事 足立進 判事 浅野豊秀 判事 井上謙次郎)

別紙

<記載内容は末尾1添付>